

18

カウンター及び記載台

整備の基本的な考え方

○カウンター及び記載台を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者の利用に配慮して、高さ、見やすさ、使いやすさに十分配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準
<p>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。 ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他の公共的施設で指定施設に該当しないものについては、次に定める構造とするよう努めること。</p>		<p>《左欄記載施設》 ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照 ◆「別表第1の9に掲げる公共的施設」:共同住宅等</p>	<p>○その他の公共的施設においても、カウンター及び記載台を設ける場合は、(1)、(2)に定める構造とする。 ○筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。</p>
(1)高さ	<p>高さは、70cm程度とすること。</p>	<p>●カウンター等の下端の高さ65cm程度、上端の高さ70cm程度とする。</p>	<p>○視覚障害者等に配慮し、立位のカウンターを併せて設ける。 ○立位のカウンター等は、身体を支えとなるよう、床及び壁に固定し、必要に応じて手すりを設ける。</p>
(2)蹴込み	<p>下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p>	<p>●蹴込みは、奥行き45cm以上とする。</p>	

